

# 1 国民健康保険税課税限度額の改定について

## (1) 改定の要旨

国民健康保険税の課税限度額については、被保険者間の保険税負担の公平の確保と中間所得層の被保険者の負担に配慮するため、平成 27 年 3 月に地方税法施行令が改正され、基礎課税額が「51 万円」から「52 万円」へ、後期高齢者支援金等課税額が「16 万円」から「17 万円」へ、介護納付金課税額が「14 万円」から「16 万円」へそれぞれ引き上げられている。

本市においても、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額を改定するものである。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

## (2) 改定案

(単位：万円)

区 分	現 行 の 課税限度額	法令上の課税限度額		引上額
		改正前	改正後	
基 礎 課 税 額	5 1	5 1	5 2	1
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1 6	1 6	1 7	1
介 護 納 付 金 課 税 額	1 4	1 4	1 6	2
計	8 1	8 1	8 5	4

## (3) 改定に伴う保険税の年間増加見込み額

区 分	対象世帯数 (世帯)	対象世帯の 割合 (%)	金 額 (千円)
基 礎 課 税 額	1, 1 7 9	2. 6 %	1 1, 6 0 8
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1, 4 3 9	3. 1 %	1 3, 4 3 4
介 護 納 付 金 課 税 額	3 1 3	1. 5 %	5, 3 8 8
計			3 0, 4 3 0

※ 平成 2 7 年 8 月下旬現在の被保険者 (医療及び支援 46, 056 世帯、  
介護 20, 292 世帯) により試算。

## (4) 本市の改定状況の推移

(単位：万円)

年度	基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額		合計	
	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額
19	53 (3)	56			8 (1)	9	61 (4)	65
20	47 (0)	47	12 (0)	12	9 (0)	9	68 (0)	68
21	47 (0)	47	12 (0)	12	9 (1)	10	68 (1)	69
22	47 (3)	50	12 (1)	13	9 (1)	10	68 (5)	73
23	50 (1)	51	13 (1)	14	10 (2)	12	73 (4)	77
24	51 (0)	51	14 (0)	14	12 (0)	12	77 (0)	77
25	51 (0)	51	14 (0)	14	12 (0)	12	77 (0)	77
26	51 (0)	51	14 (2)	16	12 (2)	14	77 (4)	81
27	51 (1)	52	16 (1)	17	14 (2)	16	81 (4)	85

※ 着色部分は、改定年度

(5) 各市の状況

① 基礎課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成25年度 (51万円)	平成26年度 (51万円)	平成27年度 (52万円)
52万円			23市
51万円	28市	32市	13市
50万円	7市	3市	1市
49万円	1市	3市	1市
47万円	2市	—	—
計	38市	38市	38市

② 後期高齢者支援金等課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成25年度 (14万円)	平成26年度 (16万円)	平成27年度 (17万円)
17万円			23市
16万円		23市	8市
15万円		—	2市
14万円	28市	11市	4市
13万円	6市	4市	1市
12万円	4市	—	—
計	38市	38市	38市

③ 介護納付金課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成25年度 (12万円)	平成26年度 (14万円)	平成27年度 (16万円)
16万円			23市
14万円		23市	8市
13万円		—	2市
12万円	29市	9市	4市
11万円	1市	3市	—
10万円	5市	3市	1市
9万円	3市	—	—
計	38市	38市	38市

※ 着色部分は、春日井市の位置